

ACUITY **LAW**

**INSOLVENCY
LAW NEWSLETTER**

November 2021

acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 破産倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年11月の破産倒産法関連の主なアップデートについて取り扱っています。最高裁判所(=SC)、会社法上訴審判所(=NCLAT)、会社法審判所(=NCLT)の各裁判所において下された重要な判決についてまとめる共に、2016年破産倒産法の改正についても解説しています。

1) A DEL CREDERE AGENT IS NOT AN OPERATIONAL CREDITOR UNDER THE CODE

Matter: Alturas Trading Corp. v. VRMX Concrete India Pvt. Ltd.

Order dated: 04 October 2021

Summary:

買主信用保証代理店である Alturas Trading Corp (=Alturas) は、VRMX Concrete India Pvt.Ltd. (=VRMX) の企業倒産処理手続き(=CIRP)の開始を申請しました。背景として、Alturas と Bharat Cement Corporation Pvt.Ltd. (=Principal) との間で、Alturas を買主信用保証代理店に指名する旨の契約が締結されていました。買主信用保証代理店とは、本人に代わって潜在的な購入者に接触し、商品やサービスの供給を支援するために雇われた者をいいます。通常の代理店と買主信用保証代理店の違いは、買い手が支払期日までに支払いを行わなかった場合、代理店は当該金額についての保証を行いませんが、買主信用保証代理店は当該金額の支払いを保証する点にあります。すなわち、本事案においては、買主信用保証代理店である Alturas は、VRMX から Principal への売却代金の支払いが実現した場合にのみ一定の手数料を受け取ることができることとなりますが、VRMX が支払いを怠ったため、補償を行う必要がありました。Alturas による CIRP の開始申請は、当該補償額に基づくものでした。

NCLT は、Alturas と Principal との間の契約書から、VRMX と Alturas の間には何らの関係もないことを指摘しました。商品が供給され、請求書が発行されたのは Principal からであり、Alturas 自身が発行したものではありません。NCLT は、VRMX が Alturas に支払うべき業務上の債務はなかったとして、Alturas による CIRP の開始申請を却下しました。

2) CIRP IS MAINTAINABLE AGAINST CORPORATE DEBTOR WHICH IS A GOVERNMENT COMPANY

Matter: ATE Projects Pvt. Ltd. v. Rajasthan Drugs and Pharmaceuticals Ltd. and Ors.

Order dated: 11 November 2021

Summary:

2015年から2017年にかけて、ATE Projects Pvt.Ltd. (=ATE Projects) は、政府系企業である Rajasthan Drugs and Pharmaceuticals Ltd. (=RDPL) にサービスを提供していましたが、代金が未払いとなっていました。2017年、インド政府が RDPL の閉鎖を指示したため、ATE Projects は現場での作業を停止するよう指示され、当局の決定に従う形で未払い債務を清算するよう通知されました。当該未払い債務を巡り、2019年、ATE Projects は、NCLT ジャイプールベンチに RDPL の CIRP 開始申請を提出しました。

NCLT ジャイプールベンチにおける争点は以下の通りでした。

- 政府系企業に対する CIRP の開始申請が可能か否か。
- 当事者間で締結された契約書に仲裁条項が存在する場合、CIRP の開始が禁止されるか否か。

NCLT は、「政府系企業」は 2013 年会社法の「会社」の定義に含まれる、としました。RDPL は政府機能や国家機能を果たしているわけではないため、単に政府系企業であることのみを理由に倒産手続きを免れることはできません。

また、会社法は 1996 年仲裁調停法に優先するとし、当事者間の契約にある仲裁条項の観点から ATE Projects の申請は無効であるとする RDPL の反論は意味を持たないとして、CIRP が開始されました。

3) ONCE A RESOLUTION PLAN IS APPROVED BY NCLT, THE CORPORATE DEBTOR CANNOT BE PROSECUTED FOR PRIOR OFFENCES EVEN IF AN APPEAL AGAINST THE ORDER OF NCLT IS PENDING BEFORE NCLAT.

Matter: Dewan Housing Finance Corporation Ltd. v. Union of India

Order dated: 16 November 2021

Summary:

本事案では、債務者である Dewan Housing Finance Corporation Ltd. (=DHFL) が、かつての取締役やプロモーターとともに刑事訴訟の共同被告人となっていました。また、同時に、NCLT において DHFL に対する CIRP が進行しており、申請者である Piramal Capital and Housing Finance Limited が提出した再建計画が承認されました。当該命令については NCLAT にて争われましたが、NCLT の命令に対する上訴中の暫定的延期は認められませんでした。

法の下、再建計画が NCLT によって承認された場合、企業債務者は CIRP 開始前の犯罪については訴追されないことになっています。このため、DHFL は、CIRP の開始前に DHFL が行ったとされる行為に関する刑事訴訟の免責を求める申請を裁判所に提出しましたが、却下されたため、ボンベイ高等裁判所に異議申し立てを行いました。

ボンベイ高等裁判所における主な争点は、NCLT の命令に対する上訴が NCLAT で係争中であるにもかかわらず、DHFL は NCLT が再建計画を承認した日から CIRP の開始前に犯したすべての刑事責任を免責されるのか否か、でした。ボンベイ高等裁判所は、再建計画は NCLT によって承認されており、結果として、DHFL の旧経営陣とは関係のない人物に経営陣が交代することになったとして、法の下における免責は否定されるべきではない、としました。また、この点に関して具体的な申し立てがなされ、判決が下されない限り、単なる上訴の提起はそれだけでは停止機能を有さないとの見解を示し、DHFL に対するすべての刑事手続を免除しました。

4) FOREIGN AWARD IS NOT SUFFICIENT TO INITIATE CIRP AGAINST A CORPORATE DEBTOR

Matter: Jaldhi Overseas Pte. Ltd v. Steer overseas Private Ltd.

Order dated: 17 November 2021

Summary:

Jaldhi Overseas Pte. Ltd. Jaldhi Overseas Pte.Ltd. (=Jaldhi Overseas) は、シンガポールで設立された会社であり、インドの会社である Steer Overseas Pvt.Ltd. (=Steer Overseas) に対して CIRP の開始を申請しましたが、当事者間において紛争が発生したため、シンガポール仲裁に委ねられることになりました。仲裁廷は、Jaldhi Overseas を支持する部分外国判断を下し、Jaldhi Overseas はシンガポールの高等裁判所から仲裁判断を執行する許可を得ました。その後 Steer Overseas が支払いを拒否したため、Jaldhi Overseas は NCLT に対して Steer Overseas に対する CIRP の開始申請を行いました。

NCLT における争点は、法に基づく倒産手続きを開始するのに外国判断が要件を満たすものであるか否か、でした。NCLT は、外国判断は判決ではなく、これを提出しただけではその効果は得られない、としました。また、1996 年仲裁調停法の下では、高等裁判所のみが外国判断を取り扱い、執行する独占的な管轄権を有することを明確にしました。

したがって、外国判断は CIRP を開始するのに十分ではないとして、Jaldhi Overseas が提出した申請は却下されました。加えて、NCLT は民事裁判所の権限を持たず、外国判断を執行することはできないことが明確化されました。

5) ASSETS WHICH ARE SUBJECT TO DETERMINATION OF OWNERSHIP BY COURT OF AUTHORITY WOULD FORM PART OF THE LIQUIDATION ASSET

Matter: IDBI Bank Limited and Ors v. V. Venkata Sivakumar and Ors.

Order dated: 17 November 2021

Summary:

企業債務者である Jeypore Sugar Company Ltd. (=Jeypore Sugar) の被保全債権者である IDBI Bank Ltd. and Ors. (=申立人) は、NCLT に対し、救済申請を行いました。申立人は、企業債務者の清算人が不適切な方法で資産評価を行い、特定の資産を除外したため、企業債務者の資産価値を最大化できなかったと主張しました。

申立人は、企業債務者に対して 56 億 7,000 万ルピーの債権を有する債権者であり、債権者委員会において 98.68% の議決権を持つメンバーでした。企業債務者の清算に伴い、清算人は、再建計画の提出のため、法に基づく和解または整理のスキームを提案するための招請を求めました。新たな評価報告書が提出されましたが、清算価値が 33 億 2,000 万ルピーから 22 億 3,000 万ルピーへと大幅に減少されていました。評価報告書では、当該大幅な減額に関する理由は説明されておらず、また、主要な資産・不動産については、係争中の一部であるとして評価額はゼロで受け入れられました。

NCLT は、裁判所や当局が所有権を決定する対象となる資産は清算財産の一部を構成する、として、清算人は主要資産を含む企業債務者の資産の再評価を行い、スキームを募るよう指示を出しました。

6) **JOINT CIRP CAN BE INITIATED AGAINST A CORPORATE DEBTOR AND THE LANDOWNING ENTITY IF THERE IS AN INTRICATE FINANCIAL RELATIONSHIP BETWEEN THESE COMPANIES WHICH ARE UNDER THE SAME CONTROL AND THEIR BUSINESSES ARE INTER-RELATED, INTERTWINED, AND INTERWOVEN**

Matter: Jitender Arora (Resolution Professional of Premia Projects Ltd.) v. Tek Chand and Anr.

Order dated: 18 November 2021

Summary:

土地所有者である Solitaire Infomedia Pvt. Ltd. (=Solitaire) は、企業債務者である Premia Projects Ltd. (=Premia) の支配下にあり、親会社である Premia が子会社である Solitaire の土地で住宅を開発し、住宅購入者に販売するという協力契約を締結していました。しかし、住宅購入者が立て替えた資金について、Premia の取締役が他の会社に流出させていたとして、最終的に、Premia に対して CIRP が開始され、管財人 (=RP) も任命されました。RP は、Premia に他の資産がなかったため、NCLT に対して以下の申請を行いました。

- Solitaire の資産を担当すること。
- 親会社と子会社の共同 CIRP を開始すること。

NCLT では、共同 CIRP を認める規定は法に存在しないとして、申請は却下されていました。上訴審において、NCLAT は、法の下における「財産」「取引」「譲渡」の定義およびインフォメーション・メモランダムに関する規定から、企業債務者との間で譲渡された資産であって企業債務者倒産処理にとって重要なものは、他の会社が保有していたとしても企業債務者の資産の一部であることは明確であるとして、そのような資産はインフォメーション・メモランダムに含めるべきである、としました。そうすることにより、債権者は、法の下での要求・規定に従って、正当な金額を得ることができるからです。NCLAT は、Solitaire が Premia の完全支配下にあったことに着目し、Premia の CIRP 全体における土地の重要性を強調した上で、利害関係者の利益を最大化するため、開発者である Premia と土地所有者である Solitaire の個々の CIRP は統合すべきである、としました。しかしながら、CIRP の開始命令は Premia に対してのみ下されており、Solitaire に対する CIRP の開始申請および命令が存在していなかったため、NCLT に対して、まず Solitaire に対する CIRP 申請について検討し、Premia の債権者を公平適切に救済するため、Solitaire と Premia の CIRP の統合を認めるよう指示しました。

7) **'CONTEMPT PROCEEDINGS' CAN BE EXERCISED BY NCLT**

Matter: Shailendra Singh v. Nisha Malpani (Resolution Professional) and Anr.

Order dated: 22 November 2021

Summary:

企業債務者のために選任された弁護士である申立人は、管財人である被申立人から弁護士費用を回収するため、NCLT に申請を行いました。NCLT は、被申立人に滞納報酬の支払いを命じましたが、被申立人はこれを行いませんでした。そこで、故意の不服従を理由とする法廷侮辱の申立が行われ、滞納額

を清算するための指示が出されました。NCLT は、当該法廷侮辱の申請は法の管轄権を超えるものであるとして、申請を却下しました。これに対して、NCLAT に上訴が行われました。

NCLAT は、「法廷侮辱訴訟」は「裁定期間」である NCLT によって行使され得る、との見解を示しました。法 408 条と 425 条を参照すると、「侮辱」に対する処罰権は「審判所」に帰属することが分かります。また、「審判所」は、法に基づく職務遂行のため、自然正義と衡平性の規則に従って自らの手続を規制する権限を有する、としました。罰則または指示命令を下す前に、自己の主張を表明するための合理的な機会が与えられなければなりません。

NCLAT は、法が法廷侮辱の管轄権を有さないとの結論に至った NCLT の決定は支持できないとして、NCLT に対し、受領日から 2 週間以内に法廷侮辱罪の申請書を戻し、処理するよう指示を出しました。

8) GOVERNMENT PROPOSES FRAMEWORK FOR CROSS-BORDER INSOLVENCY

Notification dated: 24 November 2021

Summary:

債務者が異なる司法管轄区に資産や債権者を有する場合、または複数の司法管轄区で異なる倒産手続きが行われた場合、国際倒産処理が発生します。現状では、法の下当該倒産処理に関する規定はありませんが、政府は昨今のニーズの高まりに対応すべく、倒産法委員会を設立し、国際倒産処理の枠組みを提案してきており、当該枠組みの一部を改正し、一般からの意見を募集しています。

国際倒産処理の枠組みに関する改正は以下のとおりです。

- 国際倒産処理は、個人保証人だけでなく、企業債務者にも適用される。
- 個人保証人は債権回収審判所 (=DRT) が、企業債務者は NCLT が、それぞれ裁定機関となる。ただし、企業債務者の破産手続きが NCLT において行われる場合の当該企業債務者の個人保証人の国際倒産処理申請については、DRT ではなく NCLT にて行う。
- 個人保証人の司法権は、常居所地とする。
- 国際倒産処理に関する規定は、プレパッケージ倒産処理プロセスや金融サービスプロバイダーには適用されない。

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in